

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
警察庁	0120010	交通規制(駐車禁止区域の決定)権限を市へ移譲	道路交通法第4条第1項	都道府県公安委員会は、道路権限等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。	C		<p>駐車禁止等の交通規制については、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が、交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要がある。交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が、道路ネットワークの一部について駐車禁止の交通規制を行うこととすれば、交通の流れに悪影響を与えたり、交通事故を誘発したりするなど、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。</p> <p>警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑を図る適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の駐車禁止の交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考えられるので、所轄警察署に相談していただきたい。</p>	沼津港のように、駐車場の需要は高いものの、スペースの関係から新たな駐車場の確保が困難な区域において、当該駐車場不足解消のために公共空間の利用が有効な場合に、交通規制(駐車区域の決定)の権限を市へ移譲することが可能か再度検討願いたい。また、提案者は、警察、行政、地元関係者で連絡会を設置し、違反者への指導も併し、交通秩序の維持・向上及び利用者の安全確保に努めることを提案しているが、貴庁の回答ではその可否及び理由が不明確である。このため、警察、行政、地元関係者による連絡会において交通規制計画を策定し、これに基づき警察が交通規制を実施することが可能か検討願いたい。			<p>駐車禁止等の交通規制については、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が、交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状、交通規制の実施による円滑交通への影響等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要がある。交通管理に関する専門的な知識を有しない市長が、道路ネットワークの一部について駐車禁止の交通規制を行うこととすれば、交通の流れに悪影響を与えたり、交通事故を誘発したりするなど、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがあることから、駐車禁止等の交通規制の権限を市長に委ねることは適切ではない。</p> <p>なお、地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、道路利用者等からなる地域参加型の協議会が総合的なまちづくりの計画を策定し、警察が、このまちづくりの計画に基づき、駐車禁止等の交通規制を実施することは可能であり、既に、平成15年8月から、構造改革特区として、そのような制度が実施されているので、この制度を活用していただきたい。</p>	貴庁の回答によれば、平成15年8月より実施されている「まちづくり交通安全対策事業」に係る特別措置の適用の可否は、具体的な認定申請の内容に応じて判断すべきものであるが、沼津市が、沼津港及びその周辺地域の活性化を図るため歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備する必要があると認め、構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、地域の実情に応じたまちづくりに資する交通安全対策が適切に行われるよう所要の措置を講じることとなっている。中心市街地の活性化等を目的とする当該特別措置を沼津港における交通規制の実施に適用できると理解してよい。			「まちづくり交通安全対策事業」に係る特別措置の適用の可否は、具体的な認定申請の内容に応じて判断すべきものであるが、沼津市が、沼津港及びその周辺地域の活性化を図るため歩行者が安心して通行することのできる道路交通環境を整備する必要があると認め、構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、地域の実情に応じたまちづくりに資する交通安全対策が適切に行われるよう所要の措置を講じることとなっている。中心市街地の活性化等を目的とする当該特別措置を沼津港における交通規制の実施に適用できると理解してよい。	1443	14432030	沼津市	沼津港交流拠点づくり構想	当該構想区域内における交通規制(駐車禁止区域の決定)の権限を市へ移譲		
警察庁	0120020	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、消防法、道路交通法、自衛隊法	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施しなければならない。	C		<p>ご提案の 関西州(産業再生)特区」に防災、災害救助、伝染病予防等に関する権限を委譲することについては、道州制に関する政府全体の議論を踏まえつつ、慎重に検討すべきであると考えます。</p>										1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法をはじめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	
警察庁	0120030	各種手続きの窓口一本化	道路交通法第7条第1項、第78条第2項	道路でイベント等を行うおとす者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。	D-4		<p>地域再生推進のためのプログラム(平成16年2月2日地域再生本部決定)及び規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、手続の簡素合理化を図ることとされたことを受けて、今年度中に、いずれか一方の窓口一括して申請できる制度を広く周知しその活用を促進するなど、手続の簡素合理化を図るための通達を都道府県警察に発出することとしている。</p>	貴庁の回答によれば、道路使用許可、道路占有許可の申請手続の簡素化を図るための通達を今年度中に都道府県警察に発出することとしていることだが、現在の進捗状況及び発出予定時期をお示し願いたい。			<p>現在、都道府県警察における申請手続の運用実態等について調査を実施しており、その結果を踏まえ、国土交通省と調整の上、通達を発出することとしている。また、通達発出時期は、上記調査の結果や国土交通省との調整の状況を踏まえ、決定することとしている。</p>						1489	14892020	大垣市	中心市街地における水門川湧水を活かしたまちづくり構想	河川及びその周辺道路に水に親しむイベントやオープンカフェ等を企画する場合、河川敷の使用許可、道路の使用・占用許可や消防署・保健所等への各種手続きが必要となるが、総合窓口で一本化することにより手続きが簡略化され、イベントの開催が短期で計画できる。	
警察庁	0120040	道路交通情報の相互利用の促進		都道府県公安委員会及び道路管理者は、道路交通情報を提供している。	D-1		<p>都道府県公安委員会と各道路管理者は、それぞれが保有する道路交通情報を必要に応じて相互に利用しているほか、それぞれが保有する道路交通情報を財団法人日本道路交通情報センターに集約し、同センターによる道路交通情報の一体的な提供を実現させている。</p> <p>ご提案を踏まえ、都道府県公安委員会と各道路管理者のそれぞれが保有する道路交通情報の相互利用が一層図られるように努めるとともに、財団法人日本道路交通情報センターによる適切な道路交通情報の提供がなされるよう同センターを指導していくこととした。</p>	観光を通じた地域再生を推進する観点から、提案者が提供されることを望む交通情報が、日本道路交通センターを通じて提供されるよう、地方公共団体、都道府県公安委員会、道路管理者をメンバーとする連絡体制の構築が可能か検討願いたい。			<p>観光を通じた地域再生を図る観点から、提案者が提供されることを望む交通情報が、日本道路交通センターを通じて提供されるよう、地方公共団体、都道府県公安委員会、道路管理者をメンバーとする連絡体制の構築が可能か検討願いたい。</p>						1578	15782080	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、垂山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	道路に関する総合交通情報の相互利用を促進する。	